

○総務省告示第二百九十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月二日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 「1～9 略」</p> <p>10 小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第五号のものを除く。） 「11～14 略」</p> <p>「二 略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>「1～9 同上」</p> <p>10 小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第四号のものを除く。） 「11～14 同上」</p> <p>「二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	